

○総務省告示第三百七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十二条第六項の規定に基づき、平成五年郵政省告示第三百一号（インマルサット船舶地球局の具備すべき電波を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月六日

総務大臣 新藤 義孝

第一項の表受ける電波の型式及び周波数の欄中「1,530.000MHzから1,545.000MHzまで」を「1,537.000MHzから1,544.200MHzまで」に改める。